

# 大阪市設計・施工技術連絡会議試行要領

平成24年9月24日 制定

(趣旨)

## 第1条

大阪市設計・施工技術連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、公共工事の品質確保及び円滑な施工と設計変更の透明性及び公正性の向上を目的とし、発注者である大阪市、工事の受注者（以下「受注者」という。）及び設計コンサルタント等の三者を構成者として、設計及び施工内容や設計条件及び施工に先立ち明らかとなった課題とその対応策を精査する場として開催するにあたっては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(対象工事)

第2条 連絡会議の対象工事は、予定価格が600,000,000円を超える工事とする。ただし、発注者が必要と認めるときはこの限りでない。

2 連絡会議の対象工事には、入札公告及び設計図書に連絡会議の対象工事である旨を明示する。

(組織)

第3条 連絡会議は、大阪市、受注者、設計コンサルタント等の三者で構成する。

2 構成員は次のとおりとする。

(1) 大阪市： 対象工事の監督職員（大阪市契約規則第43条に規定する請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を担当する職員、大阪市交通局契約規程第41条の2に規定する請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を担当する職員をいう。）及び設計担当課長

(2) 受注者： 対象工事の監理技術者又は主任技術者

(3) 設計コンサルタント等： 対象工事の設計業務を委託した設計コンサルタントの管理技術者又は対象工事の工事監理業務を委託した工事監理コンサルタントの管理技術者

(4) その他： 前各号に定める構成員が必要と認めたもの

ただし、設計コンサルタント等について、やむを得ない理由により連絡会議に参加できない場合は、対象工事の設計内容及び施工条件等が説明可能な者を参加させることができる。

(連絡会議の開催)

第4条 連絡会議は次の場合に開催する。

(1) 設計条件及び設計内容について、当該現場の特殊性等から説明・確認を行う必要がある場合

(2) 設計及び施工内容が実際の工事現場条件と一致しないなど、その対応についての確認

が必要な場合

ただし、それらの内容が軽微なものについては、連絡会議の開催を省略することができる。

(3) 契約変更を伴う事案が発生した場合

ただし、軽微な変更については、連絡会議の開催を省略することができる。

2 対象工事の監督職員は、前項の規定に該当する場合に事務局に対し連絡会議の開催を依頼する。

3 連絡会議は次の項目についての精査を行う。

ただし、必要がないと認められる項目は省略することができる。

(1) 設計条件及び設計内容

(2) 現場調査結果と施工内容

(3) 構造変更及び工法変更

(4) 前各号に伴う契約変更

(5) その他、必要な事項

4 連絡会議により協議を行った内容は、受注者が会議録を作成し、大阪市、受注者及び設計コンサルタント等で確認したうえで各自1部ずつ保有し、大阪市は会議録の要旨を公表するものとする。

(連絡会議に要する費用等の負担)

第5条 受注者にかかる費用は、工事請負代金に含む。

2 設計コンサルタント等における費用は、連絡会議1回につき、管理技術者の半日分の人件費と実費交通費とし、大阪市が負担する。ただし、本市が別途相当分の費用を負担している場合はこの限りでない。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は対象工事を所管する所属に置き、連絡会議の開催及び運営等に関する事務を行う。

(細目)

第7条 この要領の細目について必要な事項は、対象工事を所管する所属長が定める。

## 附 則

1 この要領は、平成24年10月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前における発注又は契約している工事については、この要領の第2条第2項の規定にかかわらず、設計コンサルタント等の同意を得て連絡会議の対象工事とすることができる。